

<令和5年度> 包括外部監査 意見に対する対応

●監査テーマ『水道事業及び工業用水道事業の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
1	企画総務課	(意見)事業関連性が明確でない支出 総勘定元帳兼内訳簿のレビューにおいて、水道事業及び工業用水道事業の負担金の一部に事業関連性が明確でない支出が 6 件発見された。 正論懇話会は、産経新聞の正論路線に賛同する任意の団体で、会費制で運営されている。現在、設置されているのは、平成3(1991)年に最初に誕生した九州・福岡をはじめ、和歌山、奈良、千葉、京都、群馬、愛媛、仙台、大阪、名古屋、長州(下関)、三重、神戸の13カ所で、それぞれ年に4回前後の講演会を開いて活動している団体である。 一般社団法人内外情勢調査会は 1954 年 12 月、公正な世論の醸成を目的に、時事通信社の関連団体として発足、入会した全国の企業経営者ら各界の指導者に、講演活動などを通じて国内外の諸情勢を伝えている。公営企業局では、法人会費を支出して年に数回開催される講演に出席しているが、これらから得られる情報は、国際情勢や経済の動向など、企業経営を行う上で一定必要なものではあるが、直接的に、水道事業、工業用水道事業運営に資するものとは言い難い内容も含まれるため、事業関連性について精査し、必要に応じて見直しを図るべきである。	今回の意見を受けて、これまでの講演内容に対する事業関連性を改めて精査した。 ●正論懇話会及び内外情勢調査会は、企業経営者や中央省庁、自治体の首長らを会員とし、会員への講演活動や資料提供により、国内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進を図る団体である。 ●その活動は、特定の分野によらず、幅広い分野の知見を理解することで、それぞれの経済活動に資することを目的と捉える。 ●事業関連性について、両団体の活動の基本となる講演会は、直接的に水道事業、工業用水道事業運営に資するものではない内容も含まれる一方、経済の動向や技術革新に加え、人口減少や防災、DXなど企業経営を進める上で考慮すべき事項について自治体の実情や所見を知る機会として有効である。 以上を踏まえ、両団体への加入は、社会全体や自治体の動向に関する最新情報など、多角的な視点で知見を深め、利用者や関係機関の需要に応じた企業経営を行うために有効であることから、引き続き、同事業で負担金を支出することが適切であるとの結論に至った。	33
2	経営管理課	(意見)預り金整理簿が内訳明細を示す機能を有していない 松山市公営企業局会計規程第 13 条に規定する備置すべき会計帳簿について、入手し、閲覧したところ、すべての会計帳簿が備えられているのを確認した。しかし、預り金整理簿については、次の問題点が発見された。以下、水道事業会計の預り金整理簿(その他預り金)を例に挙げて問題点を説明する。 上記預り金整理簿は、会計システムから出力されたものである。前月までの繰越残高は 396,605 円であり、3 件合計 153,083 円の取り崩しと、1 件 34,831 円の新規計上が 3 月中に発生し、月末残高 278,353 円となっている。 しかし、当該残高 278,353 円のうち、水道料金の重複入金や過誤納金が無件含まれていて、個々の金額は幾らであるかについて、当該預り金整理簿自体からは読み取ることができず、このままでは管理上使用することはできない。 水道料金の滞納が発生すると、納付の督促を行うが、督促のタイミングによっては、通常の請求分と督促分の両方が入金される場合があり、重複入金分は、預り金となる。 預り金となる重複入金分は、上記預り金整理簿とは別のスプレッド・シートにて、お客様番号毎に残高管理され、還付手続を経て、残高の消込が行われるなど、実質的には預り金の管理はなされている。 以上の状況を踏まえると、会計システムから出力される預り金整理簿だけでなく、別途管理を行っているスプレッド・シートと一体で、預り金を管理する帳簿とし、当該帳簿一式をもって、決算審査等に供することが今後必要となる。	監査委員事務局と協議し、令和6年度決算から、預り金整理簿と別途管理を行っているスプレッド・シートを一体で、決算審査資料として提出することとした。	35
3	企画総務課	(意見)長期滞留債権の資産性の検証 水道事業会計に計上されているその他営業未収金残高 158 千円には、退職した臨時職員に対する賃金の過払い分 29,047 円が含まれている。その発生経緯は次のとおりである。平成 28 年 6 月 1 日に臨時職員を採用したが、同年 9 月 27 日から無断欠勤が続いたため退職に至った。その際 9 月分の賃金 144,600 円を一旦支払ったものの、最終的な支給対象額は、無断欠勤期間(9 月 27 日～30 日)を控除した金額 115,553 円となるため、両者の差額である過払い分 29,047 円が、平成 28 年度にその他営業未収金に計上され、令和 4 年度に至っている。 また、上記過払い賃金に関連して、同職員に係る同年 9 月分の社会保険料未納額が、その他営業外未収金に 21,158 円計上されている。 担当課にヒアリングを行ったところ、上記未収金については、不当利得返還請求権に基づく督促を行っているが、相手からの弁済の意思表示が得られていないとのことである。時効の期限を考慮すると、令和 8 年まで督促作業は続けられる予定である。 時効期限まで督促を続けることは理解できるが、これまでの 7 年で事態に進展がないことから、今後も相手方から弁済を受けられる可能性は限りなく低く、将来、その他営業未収金 29,047 円およびその他営業外未収金 21,158 円を損失計上することになるため、これまでの対応履歴や督促の状況、類似事案を考慮した回収の可能性など、資産性の検証は必要である。長期滞留債権については、当該債権を含め定期的に洗い出しを行い、資産性の検証を経て、貸借対照表からの切り捨てを検討するプロセスの構築が望まれる。	本債権の消滅時効が令和9年2月3日であることから、納税課債権管理担当や納税課委託弁護士とも連携を図りながら、令和6年度以降も引き続き該当者に対して、支払督促を適正に行う。	44

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
4	上下水道サービス課	(意見)貸倒懸念債権に適用する貸倒設定率の合理性についての定期的な検証 貸倒引当金は、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定することが必要である(総務省 地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針 第4章 第6債券の評価 第2項)。 水道事業会計及び簡易水道事業会計(中島地区)において、貸倒懸念債権に適用する貸倒設定率は、平成26年度の新会計基準適用以後、一貫して50%に設定されている。公営企業局の内規では「後年次に見直す(引き下げる)ことを検討する」となっており、また新会計基準適用後約10年が経過しているところ、その合理性について検証したプロセスが確認できなかった。 今後は実績に応じて定期的な検証を行い、経過を文書化することが望ましい。	今後は実績に応じて定期的な検証を行い、経過を文書化することについて、他市の状況を参考に令和7年3月を目途に対応策を検討していく。	48
5	経営管理課	(意見)遊休固定資産管理体制の整備 松山市全体の取り組みとして、「低稼働施設や未利用施設の有効活用」を挙げており、各部局からの報告を基に「未利用地一覧表」を作成し、毎年、松山市公共施設マネジメント推進委員会への報告を行うことで遊休固定資産の有効活用を図っている。 公営企業局が保有する固定資産についても、収益性や将来の経済的便益について定期的に検証し、遊休固定資産に該当するか判定する仕組みを整備することが望ましい。	減損会計の処理手順の整備や遊休固定資産一覧表の整備にあわせ、令和7年度中に遊休固定資産に該当するかどうかの判定基準を整備する。	63
6	経営管理課	(意見)投資活動によるキャッシュ・フローの内訳の表記 上記において、投資活動によるキャッシュ・フロー中、「固定資産の取得にかかる収入 158,506,463 円」が計上されている。担当課にヒアリングした結果、取引の内容は工事負担金および補償金の受入れによるキャッシュ・フローの流入が計上されているとのことであった。 固定資産の取得を行った場合は、キャッシュ・フローの流出を想定するケースが多いと思われ、「固定資産の取得にかかる収入」という表記では誤読を招くおそれがある。「工事負担金および補償金の受入れによる収入」などへ表記を変更することが望ましい。	投資活動によるキャッシュ・フロー中、「固定資産の取得にかかる収入」については、「工事負担金等による収入」へ表記を変更し、令和5年度決算書に記載した。	71
7	経営管理課	(意見)資本的支出があった場合の減価償却 固定資産の計上単位は実物の単位と合わせることが理想であるが、管路のように連続した形態を有し、かつ部分的に更新されていくような資産の場合には1:1対応は難しい面もある。そこで、資本的支出として改築費用を支出した場合、既存資産と改築資産を合算した金額を基準に減価償却を実施するのではなく、資本的支出は固定資産システム上、枝番管理等で区分して、減価償却対象金額としては分けて計算する方法が考えられる。システムの機能変更が必要であるため、すぐに対応を図ることは難しいと思われるが、今後の課題として次のシステム更新時には検討することが望ましい。	「固定資産の計上単位は実物の単位と合わせることが理想であるが、管路のように連続した形態を有し、かつ部分的に更新されていくような資産の場合には1:1対応は難しい面もある。そこで、資本的支出として改築費用を支出した場合、既存資産と改築資産を合算した金額を基準に減価償却を実施するのではなく、資本的支出は固定資産システム上、枝番管理等で区分して、減価償却対象金額としては分けて計算する方法が考えられる。システムの機能変更が必要であるため、すぐに対応を図ることは難しいと思われるが、今後の課題として次のシステム更新時には検討することが望ましい。」との意見事項を踏まえ、次のとおり本市において対応すべきを検討した。 ●本市では、管路の資産計上にあたり、地方公営企業法施行規則別表第2号注一の構築物又は機械及び装置を一体として償却する総合償却を採用し、管路と弁栓等を一体として資産計上しているため、既存管路に消火栓を設置した場合などは、既存資産と改築資産を合算した金額を基準に減価償却を実施する方法を採用している。 ●一方で、監査人が示す改築費用の資産を枝番管理で別資産として計上し、減価償却対象金額と分けて計算することは理論上可能である。 ●この点、枝番管理等で区分した場合、管路に取り付けられる弁栓は大量に存在するため、実務上は資産計上の対象点数が増加し、かえって資産の計上単位と実物の対応が困難になり、将来の除却や更新などの際に対象資産の特定作業など、実務の負担が増すと思料する。 ●加えて、これまで一体的に管理してきた固定資産台帳を全て見直すには、弁栓等を別計上するため、システム上の固定資産台帳と現物資産を紐づけする必要があり、改築更新にあわせ随時見直すとした場合にも膨大な時間を費やすため、監査人が示すシステム更新時の資産管理方式の見直しとして、現実的に対応できるものではない。 ●また、既に、管路を布設替え等した場合など改築の内容によって、既存資産と別資産単位で計上することが実務上合理的なものについては、既存資産と改築資産を減価償却対象金額としては分けて計算する方法を採用している。 以上のことから、現在本市が採用している管と弁栓を一体として資産計上し減価償却するなどのケースにおいて、既存資産と改築資産を合算した金額を基準に減価償却を実施する方法は、現実の会計処理において、費用配分という減価償却本来の目的に反しない範囲で、会計処理の簡素化に資する効果が大きいと、経営上の合理的対応と判断し、対応策を講じないものとする。	108

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
8	経営管理課	(意見)単年度実質収支及び資産維持費の定義について(水道ビジョンまつやま 2019) 公営企業局では「単年度実質収支」を長期的な水道事業経営の健全度を図る経営指標として位置付け、単年度純損益から資産維持費を控除した金額と定義している。 しかしながら、水道ビジョンまつやま 2019 で示された財政計画では、利益処分予定額を上限とした資産維持費(実額)が採用され、業務成績を示す単年度純損益と単年度実質収支が連動していない。結果として、2025 年度から単年度純損益(業況)が悪化傾向となっているところ、単年度実質収支はマイナス値だった水準から収支均衡へ良好化するという逆相関の指標となってしまう。 単年度実質収支は、将来的な水道施設の再投資資金が経営活動から得られているか否かを判断する指標であるが、利益処分予定額を上限額とする資産維持費(実額)を採用することにより、真に必要な資金が確保できているかを判断することが困難になっていると監査人の視点で考える。 「単年度実質収支」を長期的な松山市水道事業経営の健全度を図る経営指標としている以上、維持すべき資産規模に応じた額(算定額)を財政計画上は採用すべきであり、経営戦略等の見直しの際には、措置を講じるべきである。	財政計画上の資産維持費について、令和5年度の水道ビジョンの中間見直しで算定額を採用するよう見直しを行った。	159
9	経営管理課	(意見)財政計画上の経費(固定資産除却費)の定期的な見直し(水道ビジョンまつやま 2019) 水道ビジョンまつやま 2019 の財政計画において、経費が計画値を大きく下回っている。損益が計画より良好であるという点では好ましい事実ではあるものの、主な要因として、計画時には、過去の執行状況や計画期間の投資規模などを踏まえて、固定資産除却費を年間 300 百万円と算定していたが、工事の進捗などにより、実際の支出額が計画値を下回ったものである。	水道ビジョンまつやま2019の財政計画は、固定資産除却費を含むすべての経費について、令和5年度の中間見直しで、直近の実績や計画工事の動向等を踏まえ計上額の見直しを行った。 本市水道事業の経営は、水道ビジョンで中期的な経営を計画し、事業を進める一方、社会環境の変化や計画の進捗に応じ、毎年度変化する経営状況について、各年度の当初予算編成時に5年間の財政収支計画を策定し検証を行うことで安定した経営に取り組んでいる。今後も中期的経営を示す水道ビジョンの財政計画は、更新時など概ね5年ごとの見直しを基本とし、各年度予算編成時の財政収支計画を踏まえながら、適宜見直しを行っていくこととする。	160
10	企画総務課	(意見)財政計画上の経費(職員給与費)の定期的な見直し(松山市工業用水道経営戦略) 松山市工業用水道事業経営戦略の財政計画において、職員給与費/経費が計画値を大きく下回っている。損益が計画より良好であるという点では好ましい事実ではあるものの、経営戦略の見直しの際には、実際の職員配置や業務量等を考慮した上で、計上額の見直しを検討すべきである。	令和7年度に予定している松山市工業用水道事業経営戦略の後期計画期間の投資・財政計画見直しに合わせて、職員配置や業務量等を考慮した上で、職員給与費の計画額を見直す。	169
11	上下水道サービス課	(意見)料金体系のあり方の検証 料金収入に占める基本料金の割合は、水道料金算定要領による総括原価の配分結果としての基本料金部分の割合を大きく下回っており、基本料金で回収すべき固定的な費用の多くを従量料金で回収している状況にある。なお、水道料金算定要領は公益社団法人日本水道協会において、水道料金の具体的算定方法について検討した報告書であり法令ではない。 令和元年度に施行された改正水道法は、水道基盤の強化を求めているが、国が示した基本方針では、健全な経営の確保に関する事項として、「長期的な観点から、将来の更新需要等を考慮した上で水道料金を設定し、概ね3年から5年ごとの適切な時期に水道料金の検証を行うこと」としていることから、実情にあわせた料金のあり方について検証・評価されたい。 今後、水需要の減少に伴い、基本料金に比べて従量料金が大きく減少すると、従量料金で回収すべき固定費の回収が困難となるおそれもある。また、使用水量が多い者にとって、従量料金の負担が必要以上に重くなり、使用者間の負担の公平性が損なわれるおそれもあることから、基本料金と従量料金の割合を実態に即して見直すことが望まれる。 通増型の従量料金は、水需要が増加傾向にある場合には水資源の確保の観点からも有用な側面があるが、現在のような水需要が減少傾向にある場合には、使用水量の減少に比してより多くの割合で料金収入が減少することになる。小口の需要者の負担増加に配慮しつつ、事業の持続可能性の観点から、通増型の従量料金の緩和や廃止を検討することが望まれる。	水道料金の基礎となる総括原価に占める固定的経費と変動的経費について、本市の割合は、概ね96:4である。固定的経費を基本料金で回収する場合、水の使用量に関わらず基本料金が著しく高くなるため、利用者の多くを占める一般家庭に配慮し、総括原価の回収と市民生活の経済的な影響も踏まえ、これまで固定的経費を従量料金でその多くを回収してきた。 一方で、本市も人口減少と節水機器の普及で水需要は減少に転じており、持続的に水道事業を運営していくため、通増度の緩和や料金に占める基本料金の割合を見直し、料金収入を安定的に確保していくことが求められる。 そのため、現行の料金体系は、令和5年4月1日の料金改定において、水需要が減少傾向にある中で、生活用水や小口需要者への負担増に配慮しつつ、基本料金への配分割合の引き上げと通増度の緩和(7.3倍⇒5.2倍)を図ったものである。 また、一般家庭の利用が多い区分(メーター口径13・20ミリ)の基本料金を785円から990円に見直し、これらのことにより基本料金と従量料金の割合は、料金改定前の令和4年度決算値では30:70から改定後の令和5年度で34:66となり、改定方針のとおり基本料金の割合が増加している。 今後も、概ね3年から5年ごとに基本料金と従量料金の割合の見直しや通増型の従量料金の緩和など本市の実情を踏まえた料金体系のあり方について検証する。	178

No.	対象課	内 容	意見に対する対応	ページ
12	経営管理課	(意見)資産維持率の継続的な検証 公営企業局は、令和 8 年度末までは資産維持率を現行の 2.3%のままで据え置いても、内部留保資金残高の目安としている水道料金 1 年分相当額を概ね達成できるとして、その水準を維持する方針の下、令和5年4月の料金改定を行っている。 この点、「水道料金算定要領」で示された 3.0%の標準値を下回っているものの、あくまで日本水道協会が目安とした値であるため法令等に反しているものではない。 ただし、あくまで現行の 2.3%のままで内部留保資金残高等の目安をほぼ維持できるとする令和8年度までの見通しであるため、公営企業局では将来投資に必要な資金が不足しないよう、その妥当性については今後も継続的に検証する必要がある。	資産維持率の水準は、令和5年度の水道ビジョンまつやま2019の中間見直しでは、直近実績や計画工事の進捗を踏まえた財政計画見直しに伴う内部留保資金残高等を考慮し、2.3%のまま据え置く計画とした。 今後もその妥当性については、経営状況や将来的な資金需要を確認し、資金不足が生じないよう概ね3年から5年ごとに定期的に検証する。	180
13	経営管理課	(意見)持続可能な簡易水道事業運営に向けた方策の検討 上水道においては、令和 5 年 4 月 1 日に料金改定を行っているが、簡易水道料金については、上水道料金と比較しても高料金となっていることから、料金水準の見直しは困難な状況にある。 そのような中、「松山市簡易水道事業経営戦略」では、施設の老朽化、給水人口の減少が見込まれる厳しい経営環境下で、生活に欠かせない水を供給し続けるための方針が示されている。着実な施策の推進に向けては、独立採算が原則の中で、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない簡易水道事業の特殊性等を考慮した上で、引き続き、国からの補助金など有利な財源の確保に努めながら、持続可能な事業運営に資する方策を定期的に検討していく必要がある。	令和7年度に予定している松山市簡易水道事業経営戦略の後期計画期間の投資・財政計画の見直しに合わせて、持続可能な事業運営に向けた方策を検討する。	184
14	経営管理課	(意見)持続可能な工業用水道事業運営に向けた方策の検討 平成 25 年に経済産業省より告示された「工業用水道料金算定要領」が改正されており、その「第二 算定期間」に標準的な料金算定期間が 5 年間とされているところ、松山市の工業用水道料金は昭和 59 年より見直しを行っていない。なお、工業用水道料金算定要領は上記要領を参照して料金の算定を行うことができる告示であり法令ではない。 これまでの収支状況が良好であったことで見直しの必要がなかったことが要因であるが、「松山市工業用水道事業経営戦略」では、今後、設備投資の増大に伴って減価償却費が増加するなど、経営状況は厳しくなると見込んでおり、産業経済を支える工業用水道事業の特殊性等を考慮した上で、引き続き、料金収入など安定的な財源の確保に努めながら、持続可能な事業運営に資する方策を定期的に検討していく必要がある。	令和7年度に予定している松山市工業用水道事業経営戦略の後期計画期間の投資・財政計画の見直しに合わせて、持続可能な事業運営に向けた方策を検討する。	187